

事務所だより

第168号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

職場での熱中症予防

9月に入りましたが、連日の猛暑により体調不良を訴える人が多いことから、あらためて職場での熱中症予防策について確認いたします。

熱中症の症状を知る

熱中症にかかると、重症度によってそれぞれの症状が現れます。(図1参照)

重症度Ⅰ度に分類される症状が現れた人を介抱する場合は、①涼しい場所へ移動させる。②身体を冷やす。③水分・塩分補給を行う。の順序で応急処置を行ってください。

重症度Ⅱ度に分類される症状が現れた人を介抱する場合は、①涼しい場所へ移動させる。②身体を冷やす。③水分・塩分補給を行うとともに、速やかに病院などで医師の診察を受けさせてください。

重症度Ⅲ度に分類される症

状が現れた人を介抱する場合は、一刻を争いますので、直ちに救急隊を要請してください。

建物の中で熱中症に？

事務所衛生基準規則第五条3項では、「事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が18度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならない。」と定めています。「空気調和設備」とは、「空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備」と定義し、一般的には「Air conditioner」すなわちエアコンと称されています。

つまり、電力不足による節電対策として『エアコンの設定温度は28℃』と呼びかけていますが、事業者には、室内温度が28℃を超えないように

しておくようにとの努力義務が課せられているのです。

果、OA機器などから放出される熱による室温上昇状態となった空間では、その日の体調によって熱中症の発生率が高まります。

熱中症の予防対策

熱中症の予防対策には、「水分・塩分の補給」と「暑さを避ける」の2つです。当たり前のことと思われるかもしれませんが、自分では気付かないうちに不足し、熱中症になることがあります。残暑がきびしい9月中は十分注意することが肝心です。

2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい
汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

アルコールチェックの義務化

12月よりアルコール検知器によるアルコールチェックが義務化されます

12月1日より義務化決定

昨年4月施行の道路交通法の改正により、「白ナンバー」車（自家用車）を5台以上、または定員11人以上の車を1台以上保有している事業者は、運転の前後に目視による酒気帯びの確認とその記録の保管が義務付けられています。

しかし、今年12月1日からは、アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化されることが決定しました。道交法の改正当初は、令和4年10月の施行を予定していましたが、アルコール検知器の供給が間に合わないとして延期となっていました。

アルコール検知器

による確認

アルコール検知器によるアルコールチェック方法は以下のとおりです。

・アルコール検知器を常時有効に保持すること

・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器をも敷いて行うこと

また、運転業務前後に、安全運転管理者による目視での確認（対面で顔色、呼吸（アルコールのにおい）等）と記録が必要になります。

対象企業が

対応しておきたいこと

アルコールチェック義務化の対象となる企業は、以下の対応を進めていきましょう。

①安全運転管理者の業務の見直し

アルコールチェックは、原則として安全運転管理者が実施します。安全運転管理者をすでに選任している場合は、新たな業務としてアルコールチェックが追加されますので、業務フローを再確認するとともに、アルコールチェック実施を徹底する仕組みをつくってください。

②アルコールチェッカーの購入

アルコールチェッカーを選ぶ時は、音、色、数値等で酒気帯びの有無が確認できて、正しく計測ができれば、メーカーや形は問われません。社内でのアルコールチェックの運用方法を想定した上で、自社にとって使いやすいアルコールチェッカーを選んでください。

③アルコールチェック記録の保管方法の検討

アルコールチェックの記録

（別表）記録しておく内容

確認者名	確認の方法
運転者名	・アルコール検知器の使用の有無を記載
運転者の業務に係る自動車登録番号又は識別できる記号、番号等	・対面でない場合はビデオ電話などの具体的な確認方法を記載
確認の日時	酒気帯びの有無
指示事項	その他必要な事

従業員が酒気帯び運転や飲酒運転で事故を起こした場合、使用者に刑事罰が科されることがあります。また、会社のイメージも大きく損なうことがありますので、ご注意ください。

は1年間保管することが義務付けられました。保管方法についてはルールがないので、紙でもデータでもどちらでも問題ありませんが、記録しなくてはならない内容が定められています。（別表参照）

9月の労務手続

「提出先・納付先」

9月：障害者雇用支援月間11日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（8月に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

10月2日

○8月分社会保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者） 「公共職業安定所」

編集後記

ついに京都府の最低賃金が1000円台になると発表されました。10月6日発効予定のことです。昨年からの物価高騰もあり、遅すぎる感はありませんが・・・

（ざん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com